

## 仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱

(令和2年11月10日 交通政策担当局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、現下の原油価格・物価高騰の影響を受けたタクシー事業者に対し、市民の日常生活や経済活動等を支える移動サービスが安定的・継続的に提供されるよう、予算の範囲内において、仙台市タクシー運行継続奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー車両 前号に規定する者が保有する車両（リース車両を含む。）をいう。

### (奨励金の交付対象者)

第3条 この奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に営業所を置き、暴力団等との関係を有していないタクシー事業者であって、交付申請日以降もタクシー事業を継続する予定のものとする。

### (交付対象車両)

第4条 この奨励金の交付対象となる車両は、令和6年4月1日から令和6年11月30日まで継続して保有し、令和6年12月1日の時点において、国土交通省東北運輸局宮城運輸支局（以下「運輸支局」という。）に市内の営業所に保有する事業用自動車として届出していたタクシー車両とする。ただし、次の車両は除く。

- (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく減車等の車両
- (2) 市等の委託事業の用に限り使用する車両

### (奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、タクシー車両1台あたり4万8千円とする。

### (交付の申請)

第6条 交付対象者は、仙台市タクシー運行継続奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、令和7年2月28日までに市長に提出するものとする。

- (1) 第4条に規定する令和6年12月1日の時点において運輸支局に届出がされているタクシー車両の台数が確認できる「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画」または「変更事前届出書」の写し等。

ただし、個人タクシー事業については、令和6年12月1日の時点における「一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可証」の写し等とする。

- (2) 奨励金の振込先として希望する金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、奨励金の交付の可否及び奨励金の額を決定するものとし、仙台市タクシー運行継続奨励金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により奨励金を交付すると決定した者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際し、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による審査及び調査の結果、奨励金を交付することが適当でないとき、仙台市タクシー運行継続奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付決定者に対して交付の決定をした場合には、口座振込により奨励金を交付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 交付対象者から第6条に規定する期間及び方法による申請が行われなかった場合は、交付対象者が奨励金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条第1項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による奨励金の振込不能等が生じ、交付決定者に対して申請書の補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかった場合その他交付決定者の責に帰すべき事由により交付できなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、交付決定者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 交付決定者は、奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、奨励金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から実施し、令和2年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和3年3月22日改正)

この要綱は、令和3年3月26日から実施し、令和2年度予算及び令和2年度から令和3年度への繰越明許費に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和4年8月9日改正)

この要綱は、令和4年8月17日から実施し、令和4年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和5年1月6日改正)

この要綱は、令和5年1月17日から実施する。

附 則 (令和5年6月16日改正)

この要綱は、令和5年6月16日から実施し、令和5年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和5年12月22日改正)

この要綱は、令和6年1月9日から実施し、令和5年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和6年12月27日改正)

この要綱は、令和7年1月20日から実施し、令和6年度予算に係る奨励金に適用する。

仙台市タクシー運行継続奨励金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）  
仙 台 市 長

住所 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_  
仙台市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

（ 法人事業者のみ記載（個人タクシー事業者は記載不要）  
事業者名 \_\_\_\_\_ 代表者肩書 \_\_\_\_\_ ）

電話番号 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第6条の規定により、  
仙台市タクシー運行継続奨励金の交付を申請します。

また、交付要綱に記載の交付要件及び下記のすべての事項について、宣誓又は同意します。

記

1 奨励金申請額 金 \_\_\_\_\_円 （48,000円 × \_\_\_\_\_台）

2 宣誓・同意事項

- (1) 交付要綱第3条及び4条に規定する交付対象者及び交付対象車両です。
- (2) 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。
- (3) 事業者及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
- (4) 本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、奨励金を速やかに返還いたします。

3 添付書類 ※添付したものにチェック印☑をしてください。

☐（1）事業に関する書類の写し（該当するもの）

<input type="checkbox"/>	法人タクシー事業	令和6年12月1日時点における東北運輸局宮城運輸支局に届出している「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画」または「変更事前届出書」の写し等
<input type="checkbox"/>	福祉輸送限定タクシー事業	
<input type="checkbox"/>	個人タクシー事業 （一人一車制個人タクシー）	令和6年12月1日時点における「一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可証」の写し等

☐（2）奨励金の振込先として希望する金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し

## 仙台市タクシー運行継続奨励金交付決定兼額の確定通知書

仙台市( )指令第 号  
年 月 日

様

仙 台 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました標記の奨励金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定及び額の確定をしましたので通知します。

なお、決定の内容及び交付の条件に不服がある場合は、年 月 日までに申請を取り下げることができます。

### 記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_円

### 2 交付の条件

- (1) 仙台市補助金等交付規則及び仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱、並びに以下の条件を遵守してください。
- (2) 市長は、仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第10条の規定により、交付決定の通知を受けた者が虚偽その他不正の手段等により、奨励金の交付決定を受けたと認められるときは、交付の決定を取り消すとともに、書面により通知します。
- (3) 市長は、仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第11条の規定により、交付決定の取り消しを受けた者が、既に奨励金の全部又は一部が交付されているときは、奨励金の全部又は一部の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項に基づく加算金を納付する必要があります。また、納期日までに返納しなかった場合、その未納付額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項に基づく遅延損害金を納付する必要があります。
- (4) 市長は、仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第12条の規定により、必要があると認めるときは奨励金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。報告や立入調査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(3)に定める返還請求を行う場合があります。

仙台市タクシー運行継続奨励金不交付決定通知書

仙台市( )指令第 号  
年 月 日

様

仙 台 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました標記の奨励金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び仙台市タクシー運行継続奨励金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

奨励金を交付しない理由